

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年9月28日（平成29年（行情）諮問第381号）

答申日：平成30年5月30日（平成30年度（行情）答申第78号）

事件名：行政文書ファイル「過去に起因する問題⑨」に含まれる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「日韓関係（歴史問題に関連する韓国民間の動向等）」（以下「本件対象文書」という。）につき、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年4月21日付け情報公開第00961号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 異議申立人は平成26年2月19日付けで、処分庁に対し、法に基づき、「北東アジア課が主管する行政文書ファイル『過去に起因する問題⑨』に含まれる全ての文書（ただし、慰安婦問題と完全に無関係の文書を除く。また、単なる保存用の新聞記事を除く。）」の開示を請求した。
- (2) 処分庁は平成26年2月20日付け「開示請求の受付について」（情報公開第00448号）において、「開示決定等の期限」を平成26年3月22日としておきながら、平成26年3月18日付け「開示請求に係る決定期限の特例の適用について（通知）」（情報公開第00661号）で、法11条に基づき、行政文書の開示請求に係る決定の期限の特例を適用し、平成26年4月21日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、平成26年12月31日までに開示決定等を行う予定であると異議申立人に通知した。その後、前項記載の処分をした。
- (3) 本件異議申立てで争う処分の理由として、以下の記載があった。
理由番号2（法5条3号及び6号該当） 情報提供者に関する情報及び情報提供者から入手した情報の内容であり、公にすることにより、関係国との交渉上不利益を被るおそれ、今後情報提供者からの協力を得る

ことが困難になり事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。

(4) 以下のことから本件処分は無効である。

ア 処分庁は理由番号2により、本件対象文書の実質的な内容を全て不開示としたが、不開示とされた部分が不開示情報に該当する理由が具体的に説明されていない。このように広範囲かつ包括的に不開示とする本件処分は、国民主権の理念にのっとり行政文書の開示を請求する権利を定めた法の精神に反する疑いがある。行政文書は公開が原則であり、不開示はあくまでも例外である。どの部分が不開示に該当するのか、丁寧かつ抑制的に峻別すべきところ、極めて粗雑な処理をした疑いがある。

イ 処分庁は理由番号2の法5条該当号を3号及び6号としたが、どの部分がなぜ3号に該当し、どの部分がなぜ6号に該当するのか明らかでない。

ウ 処分庁が不開示とした部分の中に周知の事実が含まれているとすれば、少なくともその部分に関しては不開示とする理由がなく、違法である。

(5) 以上のとおり、本件処分は法に違反しているか、違反している疑いが強い。よってその取消しを求めるため、本異議申立てを行った。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、平成26年2月20日付けで受理した異議申立人からの開示請求「北東アジア課が主管する行政文書ファイル『過去に起因する問題⑨』に含まれる全ての文書（ただし、慰安婦問題と完全に無関係の文書を除く。また、単なる保存用の新聞記事を除く。）」に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分として10件の文書を特定の上、その全てを一部開示とする原処分を行った（平成26年4月21日付け情報公開第00961号）。

これに対し、異議申立人は、平成26年5月29日付けで、原処分における理由番号2による不開示の取消しを求める旨の異議申立てを行った。

2 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、「日韓関係（歴史問題に関連する韓国民間の動向等）」との件名の在韓国大使館発本省宛公電1件である。

3 不開示とした部分について

本文書について理由番号2により不開示とした部分には、在韓国大使館員が任国において特定弁護士と懇談した際に、過去に韓国と日本及び韓国と第三国との間に生じた種々の問題について韓国の民間活動団体等の活動の状況及び今後の活動方針等について公にしないことを前提として述べ

た内容及び特定弁護士に関する情報が記載されている。これらの情報については、公にすることにより、情報提供者と我が国との信頼関係が損なわれ、今後、情報提供者から情報を得ることが困難になり、我が国の情報収集活動に支障が生じ、また、十分な情報収集ができなくなることにより、我が国が交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条6号及び3号に該当し、不開示とした。

なお、本件文書の5枚目は、電信配布先一覧であり、理由1により不開示としたものである。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、不開示理由番号2により、本件文書の実質的な内容を全て不開示としたが、不開示とされた部分のどの部分が法5条3号及び6号にそれぞれ該当するのか理由が具体的に説明されておらず、また、このように広範囲かつ包括的に不開示とする本件処分は、国民主権の理念にのっとり行政文書の開示を請求する権利を定めた法の精神に反する疑い及び行政文書は開示が原則であり、丁寧かつ抑制的に峻別すべきところ、極めて粗雑な処理をした疑いがある旨、更に、処分庁が不開示とした部分の中に周知の事実が含まれているとすれば、少なくともその部分に関しては不開示とする理由がなく、違法である旨主張する。

しかしながら、本件文書について理由2により不開示とした部分は、全て情報提供者たる特定弁護士が公にしないことを前提として、在韓国日本大使館の館員に述べた内容及び特定弁護士の特定につながる情報が記載されており、我が国が本件懇談の相手及び提供された情報の内容について公表した場合、当該弁護士との信頼関係が損なわれ、今後、同弁護士から情報を得ることが困難になる。さらに、我が国が内々に聴取した情報及び情報源を一方的に公表する国であるとの評価がなされ、他の情報提供者からも情報を得ることが困難になり、在韓国大使館の情報収集に係る事務に多大な支障が生じることとなるので、法5条6号により不開示とした原処分は妥当なものである。

(2) また、我が国が、韓国側との間で利害が対立する問題等について情報収集活動が十分にできなくなることにより、当該問題についての韓国側との交渉上不利益が生じるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした原処分は妥当なものである。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年9月28日 諮問の受理

- | | |
|--------------|---------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月10日 | 審議 |
| ④ 平成30年5月11日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月28日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「日韓関係（歴史問題に関連する韓国民間の動向等）」である。

異議申立人は原処分理由番号2に該当する不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めており、諮問庁は、本件不開示部分が、法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件不開示部分には、在韓国大使館が韓国内の情報提供者から、我が国と韓国、及び、韓国と第三国との間で起きた種々の問題に係る韓国の動向について聴取した内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の在外公館による情報収集活動の実態及び我が国が種々の外交問題に関し入手した情報の具体的内容が明らかとなつて、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約3年4か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久